# 厚生労働大臣の定める掲示事項

（令和８年 10 月 15 日現在）

## Ⅰ　入院基本料について

### １病棟

**「特殊疾患病棟入院料２」の届出を行っています。入院患者様１０人に対して、１名以上の看護要員（看護職員及び看護補助者）が従事しています。**

当病棟では１日に 24 人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は７人以内です。
夕方 17 時 30 分～深夜０時まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。
深夜０時～朝９時 30 分まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

### ２病棟

**「障害者施設等入院基本料（７対１入院基本料)」の届出を行っています。入院患者様７人に対して、１名以上の看護職員が従事しています。**

当病棟では１日に 23 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は４人以内です。
夕方 17 時 30 分～深夜０時まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は１８人以内です。
深夜０時～朝９時 30 分まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は１８人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

### ３病棟

**「特殊疾患病棟入院料２」の届出を行っています。入院患者様 10名に対して、１名以上の看職要員（看護職員及び看護補助者）が従事しています。**

当病棟では１日に 29 人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。
朝９時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は７人以内です。
夕方 17 時 30 分～深夜０時まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は１３人以内です。
深夜０時～朝９時 30 分まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は１３人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

## Ⅱ　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画、個別支援計画を策定し、文書によりお渡ししています。また、医療安全・院内感染対策委員会を設置し、当該委員会を月１回以上、定期的に開催しています。

## Ⅲ　当院では、四国厚生支局長に下記の届出を行っています。

記

### １）　入院時食事療養費について

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行い、療養のための食事は管理栄養士及び栄養士の管理の下に、適時適温にて提供しています。

### ２）　基本診療料の施設基準等に係る届出

- 特殊疾患入院施設管理加算（２病棟）
- 夜間看護体制加算（２病棟）
- 看護補助加算（２病棟）
- 診療録管理体制加算２
- データ提出加算１・３

### ３）　特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 障害児（者）リハビリテーション料（２病棟）
- 食堂加算
- 一般名処方加算

## Ⅳ　保険外負担に関する事項

当院では、年金管理、証明書、診断書料につきましては利用回数に応じて、実費のご負担をお願いしています。詳しくは、別紙の保険外負担料金一覧をご覧ください。なお、窓口担当者にご確認ください。

## Ⅴ　保険医療機関

当院は、四国厚生支局より指定をうけた保険医療機関です。